

平成 26 年度

茨城大学大学院人文科学研究科

(修士課程)

学 生 募 集 要 項

社会科学専攻(追加募集)

茨城大学大学院
人文科学研究科

1. 募集人員

社会科学専攻 …… 若干名（社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜を含む）

2. 出願資格

専攻 区分	社会科学専攻
一般選抜	<p>次の各号のいずれかに該当する者。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 大学を卒業した者及び平成 26 年 3 月までに卒業見込みの者 (2) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により、学士の学位を授与された者及び平成 26 年 3 月授与見込みの者 (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者及び平成 26 年 3 月修了見込みの者 (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者及び平成 26 年 3 月までに修了見込みの者 (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び平成 26 年 3 月までに修了見込みの者 (6) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び平成 26 年 3 月までに修了見込みの者 (7) 文部科学大臣の指定した者 (8) 平成 26 年 3 月末日において、大学に 3 年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと、本学の大学院において認めた者 (9) 平成 26 年 3 月末日において、外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了し、又は我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本学の大学院において認めた者 (10) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者 (11) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達する者
社会人特別選抜	<p>次の各号のいずれかに該当する者。ただし、外国人留学生は除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 入学時に、大学卒業後（外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したものを含む）、若しくは学士の学位取得後 1 年以上の職歴を有し、かつ、現在有職（アルバイトを除く）の者 (2) 入学時に、大学卒業後若しくは学士の学位取得後 3 年以上経過している者 (3) 入学時に大学を卒業、若しくは学士の学位を取得しており、かつ 3 年以上の職歴を有する者（両条件の前後関係は問わない） (4) 本研究科において個別の入学資格審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、入学時に 3 年以上の職歴を有し、かつ、現在有職（アルバイトを除く）の者で、23 歳に達する者 (5) 大学を卒業、若しくは学校教育法第 104 条第 4 項の規定により、学士の学位を授与された者で、勤務先からの推薦により在職のまま派遣される者
外国人留学生特別選抜	<ol style="list-style-type: none"> (1) 日本の国籍を有しない者のうち日本国の永住許可を取得していない者 (2) 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）における「留学」の在留資格を有する者又は大学院入学後に在留資格を「留学」に変更できる者 (3) 日本語能力に関し、以下のいずれかの認定を受けた者 <ol style="list-style-type: none"> ①(独)国際交流基金及び(財)日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験 N2 以上又は 2 級以上、②(独)日本学生支援機構が実施する日本留学試験（日本語科目）で直近の試験を含む 4 回分（2 年間）のうち本人が受験した 1 回分について平均点以上、③(財)日本語検定協会が実施する J.TEST 実用日本語検定準 B 級以上 <p>上記(1)(2)(3)の要件を満たし、次のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> ①外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者及び平成 26 年 3 月修了見込みの者 ②外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者及び平成 26 年 3 月修了見込みの者 ③文部科学大臣の指定した者 ④平成 26 年 3 月末日において、外国人留学生として大学に 3 年以上在学し、又は外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと、本学の大学院において認めた者 ⑤外国人留学生として、学校教育法第 83 条に定める大学を卒業した者及び平成 26 年 3 月卒業見込みの者 ⑥本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、入学時に 22 歳に達する者

※ 個別の入学資格審査による『入学時に〇〇歳に達する者』の解釈については、平成 26 年 3 月 31 日までに就学資格該当年齢に達する者とする。

3. 事前審査

一般選拔出願資格(8)、(9)、(10)及び外国人留学生特別選拔出願資格④で出願しようとする者については、出願資格認定審査を行うので、あらかじめ人文学部入試係に申し出て、次の書類を6の出願書類と合わせて提出すること。

ただし平成25年度中に審査を受けて合格している場合には、あらためて事前審査を受ける必要は無い。

○ 事前審査の取扱いは次のとおりとする。

(1) 提出書類

①出願資格「事前審査」申請書(本研究科所定用紙)

②その他本研究科が必要と認める書類

(2) 事前審査の結果通知

事前審査の結果は、人文科学研究科長より本人宛て郵送(速達)で通知する。

4. 個別審査

一般選拔出願資格(11)、社会人特別選拔出願資格(4)若しくは外国人留学生特別選拔出願資格⑥に該当し、個別審査を必要とする者は次のとおりとする。

- 短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の卒業生、外国大学日本分校、外国人学校の卒業生など大学卒業資格を有していない者

ただし平成25年度中に審査を受けて合格している場合には、あらためて個別審査を受ける必要は無い。

○ 個別審査の取扱いは次のとおりとする。

(1) 提出書類

①「個別審査」申請書(本研究科所定用紙)

②出願理由書(本研究科所定用紙)

③経歴書(本研究科所定用紙)

④最終学校の卒業(修了)証明書(生年月日記載のもの 日本語以外の証明書は、必ず日本語訳を添付すること)

⑤最終学校の学業成績証明書(日本語以外の証明書は、必ず日本語訳を添付すること)

上記①～⑤までの書類等を取りまとめ、人文学部入試係に6の出願書類と合わせて提出すること。

(2) 個別審査の結果通知

個別審査の結果は、人文科学研究科長より本人宛て郵送(速達)で通知する。

(3) 個別審査における選考基準

最終学校の学業成績・経歴書及び出願理由書等を総合的に審査して判定する。

5. 出願手続

(1) 出願期間及び方法

出願書類を持参する場合の受付時間は9:30～12:00、13:00～17:00とする。

郵送による場合は、書留・速達とし、封筒の表に「平成26年度茨城大学大学院人文科学研究科入学願書在中」と朱書きすること。

【期間内必着】

区分	追加募集 (一般、特別選抜)	受付場所及び提出先
専攻		
社会科学専攻	平成26年3月3日(月)～ 平成26年3月7日(金)	〒310-8512 水戸市文京2-1-1 茨城大学人文学部入試係 TEL029-228-8102

注意事項

①出願期間(日時)以降に到着したもの及び提出書類が不備のものは受理しない。

②出願手続き後は、出願書類記載事項の変更及び検定料の払い戻しはできない。

ただし、検定料を払い込んだが出願しなかった場合、又は誤って二重に振り込んだ場合は検定料の返還請求ができるので、速やかに申し出ること。

なお、事前審査・個別審査を申請して不合格となった場合は、検定料(振込手数料分を除く)を返還する。

③提出書類の記載事項が事実と相違している場合には、入学を取り消すことがある。

6. 社会科学専攻追加募集出願書類等

出 願 書 類 等	摘 要	一般選抜	社会人特別選抜	外国人留学生特別選抜
入 学 願 書	本学所定の用紙に必要事項を記入すること。	○ (一般選抜用)	○ (社会人特別選抜用)	○ (外国人留学生特別選抜用)
受 験 票 ・ 写 真 票	本学所定の用紙に必要事項を記入し、写真は、出願前3ヶ月以内に撮影した正面上半身無帽のもの(縦4.5cm×横3.5cm)を貼付すること。	○	○	○
振込受付証明書 (検 定 料)	30,000円 納入方法 ア 別添の振込依頼書を最寄りの金融機関に持参して納入すること。銀行、信用金庫、農協など全国の金融機関窓口で納入できる。ただし、郵便局では納入できない。 イ 振込受付証明書と振込金受取書は、金融機関の受領印があることを確認の上受け取ること。 ウ 入学願書に振込受付証明書を同封して出願すること。 エ 振込金受取書は本人の控えとして、受験票が手元に届くまで大切に保管しておくこと。 ※振込時の振込手数料は、振込人負担。 ※願書を受理した後は、いかなる理由があっても振込済の検定料は返還できない。	○	○	○
成 績 証 明 書	出身大学の学長(学部長)又は出身学校長が作成し、厳封したもの。 ※日本語以外の証明書は、必ず日本語訳を添付すること。	○	○	○
卒 業 (見 込) 証 明 書	出身大学の学長(学部長)又は出身学校長が作成したもの。 ※日本語以外の証明書は、必ず日本語訳を添付すること。	○	○	○
学位授与証明書	学位授与機構が発行したもの	該当者のみ	該当者のみ	
学士の学位授与申請証明書	学位授与機構に学士の学位授与申請をしている旨を明記した証明書(様式任意)で出身大学長又は学校長が作成したもの。	該当者のみ	該当者のみ	
受 験 承 諾 書 及 び 推 薦 書 { 入 学 後 も 在 職 す る 方 }	官公庁・会社等に在職のまま入学しようとする者は、所属長が作成したもの。 本学所定の用紙により提出すること。		出願資格(5)の者	
日本語能力証明書	次の①～③のいずれか一通 ①(独)国際交流基金及び(財)日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験(N2以上または2級以上)の日本語能力認定書の写し。②(独)日本学生支援機構が実施する日本留学試験(日本語科目)の成績通知書の写し(直近の試験を含む4回分(2年間)のうち本人が受験した1回分に限り。平均点以上が基準)。③(財)日本語検定協会が実施するJ.TEST実用日本語検定準B級以上の認定証の写し。			○
研 究 計 画 書	テーマは志望する専門領域に即したものによること。 作成にあたり、ワープロ使用の場合は、A4判用紙に40字×30行、11ポイントで印字すること。手書きの場合は、A4判400字詰原稿用紙を使用すること。表紙には、出願者氏名及び志望する専攻、コース、分野、および専門領域を明記し、上部2ヶ所をホチキスで綴じること。	○ (4000字程度)	○ (2000字程度)	○ (2000字程度)
住 民 票	市区町村長発行のもので、出願前1ヶ月以内に交付されたもの。	外国籍の者		○
受 験 票 等 送 付 用 封 筒	所定の返信用封筒(長形3号)に、住所、氏名及び郵便番号を明記し、速達郵便料金の切手350円分を貼付すること。	○	○	○
宛 名 票	所定の宛名票に、合格通知書を受信する住所、氏名及び郵便番号を明記すること。	○	○	○

(注) イ. 外国において学校教育における16年の課程を修了した者及び外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者は、最終学校の学業成績証明書及び卒業(修了)証明書を添付すること。(ただし、コピーは不可)

ロ. 入学検定料は、日本政府(文部科学省)の奨学金による外国人留学生については必要としない。この場合、国費の留学生であることの証明書を添付すること。

【注意事項】

- イ. 副専攻としたい「教育プログラム」がすでに決定している場合には、プログラム名についても記載すること。(プログラム①～②から一つ選択)
- ロ. 出願前に、出願希望の専門領域を担当する教員と連絡をとり、自分の研究したい内容・領域について、当該教員が専門的な研究指導が可能かどうか、また教員の状況等を予め確認しておくことが望ましい。

7. 選抜方法

社会科学専攻	筆記試験(小論文)、口述試験の各結果及び成績証明書、研究計画書等の出願時提出書類を総合して判定する。
--------	--

(注) 筆記試験(小論文)の問題は、一般選抜、外国人留学生特別選抜、社会人特別選抜によって異なることがある。

8. 試験日時及び試験場

平成 26 年 3 月 18 日 (火)					
専攻	試験区分	試験科目及び時間割			
社会科学専攻	一般選抜		小論文 10:00～11:30		口述試験 12:00～
	社会人特別選抜				
	外国人留学生特別選抜				

試験場 茨城大学人文学部 (茨城県水戸市文京2-1-1)

9. 合格者発表

平成 26 年 3 月 25 日(火)13 時頃 人文学部 B 棟玄関に掲示
合格者には合格通知書等を郵送する。(電話による照会には、一切応じない。)

10. 入学手続

(1) 手続期間及び場所

平成 26 年 3 月 25 日(火)から 3 月 28 日(金)の間に、茨城大学人文学部入試係に直接来学して手続を行うこと。
(受付時間：9:30～12:00、13:00～17:00)

(2) 入学料及び授業料

①入学手続の際納付する入学料及び授業料は、次のとおりである。

入学料 282,000 円

授業料 267,900 円 (年額 535,800 円)

(注1) 入学手続までに入学科及び授業料の改定が行われた場合には、改定時から新入学料及び授業料が適用される。

(注2) 在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用される。

②入学料については免除及び徴収猶予制度、また、授業料については免除及び徴収猶予並びに月割分納制度があるので、希望する者は、入学料又は授業料を納入しないで、入学手続前に学務部学生生活課(電話 029-228-8067)に問い合わせること。

11. 奨学金

日本学生支援機構による奨学金制度が主であり、無利子貸与の第一種奨学金と有利子貸与の第二種奨学金の2種類がある。日本学生支援機構の奨学金は、本人の請求に基づき、日本学生支援機構奨学規定により選考の上、奨学生に採用されると貸与される。貸与月額第一種奨学金は 50,000 円・88,000 円から選択、第二種奨学金は 50,000 円・80,000 円・100,000 円・130,000 円・150,000 円の中から選択することができる。

また、日本学生支援機構大学院第一種奨学生で、在学時に特に優れた業績を挙げた者として機構が認定した者には、貸与期間終了時に、学資金の全部または一部の返還が免除される。詳細は、学務部学生生活課(電話 029-228-8059)に問い合わせること。

1 2. 教育方法の特例

大学院設置基準第 14 条の特例により、大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他の特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができることになっているため、社会人で入学後も勤務を継続する場合は、大学院設置基準第 14 条の特例の手続きが必要となる。

1 3. 長期履修学生制度

この制度は、学生が、職業を有している等の事情による修学の困難さに対して、標準修業年限（2年）を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することができるものである。長期履修学生として認められた場合、授業料は、標準修業年限分の授業料総額を、認められた一定の期間に学期毎に均分して支払うことになる。

1 4. 個人情報の取扱いについて

本学では、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の趣旨に則り、「国立大学法人茨城大学個人情報の保護及び管理規則」等を制定し、本学が保有する個人情報の適正な管理と保護に努めている。

本学が出願書類等により志願者から提出された個人情報については、入学者選抜に係る調査・研究並びに就学に係る用途のみに使用し、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」第 9 条に規定されている場合を除き、志願者本人の同意を得ることなく他の目的で利用又は、第三者に提供することはありません。

この募集要項及び受験上の注意事項等に関する照会等は、下記あてに行うこと。

茨城大学人文学部入試係

〒310-8512 茨城県水戸市文京 2-1-1 TEL 029 (228) 8102